

海外安全対策情報
(2021年1月～3月)

在セブ日本国総領事館

1 社会・治安情勢

(1) フィリピン各地における新型コロナウイルス感染症の対応は、概して地域毎にコミュニティ隔離措置が実施されていますが、特定の地域においては、市・バラガイ単位でより厳格な隔離措置が課される場合がありますので、滞在先の地方行政機関当局の発表や報道等で最新情報を入手し、トラブルを避けるようにしてください。

(2) 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便（搭乗必要書類を含む）、入国規制（検査・検疫を含む）等に関する最新情報に留意してください。

2 一般犯罪・凶悪犯罪の傾向

(1) フィリピン国家警察によるセブ州の犯罪統計によれば、2021年1月～3月における犯罪発生件数は以下のとおりです。

殺人（含む未遂） 67件（前期75件）

（67件中セブ、マンダウエ、ラプラプの3市で27件）

傷害 165件（前期228件）

（165件中上記3市で77件）

強姦 68件（前期78件）

（68件中上記3市で15件）

強盗 90件（前期280件）

（90件中上記3市で37件）

窃盗 277件（前期83件）

（277件中上記3市で168件）

(2) 今期、当地在留邦人宅への夜間における侵入強盗被害が報告されました。

3 テロ・爆弾事件発生状況

邦人を被害者とする事件の発生状況は認められません。

4 誘拐・脅迫事件発生状況

邦人を被害者とする事件の発生状況は認められません。

5 日本企業の安全に関する諸問題

フィリピンにおいては一般的に、企業及び個人に対する恐喝、脅迫、誘拐等が少なくなく、セブにおいても日系企業（社員）や関連企業（現地法人）に対する恐喝や不審電話等が報告されることがあります。

進出日系企業関係者は、企業及び社員の安全に関し常時注意してください。

【参考】外務省「海外赴任者のための安全対策小読本」

https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/pamph_08.pdf

6 その他

日本人帰国者を含む全ての日本入国者に対して求めている出国前72時間以内の検査証明の確認が厳格化されています。日本へご帰国・入国される方は、検査証明の取得に際して、可能な限り、日本の厚生労働省が指定するフォーマットを利用するようにしてください。

【参考】厚生労働省（水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

以上